

【提案書作成期間中における質疑】

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答（令和7年8月6日更新）

提案書作成期間中において、公平性担保の観点から市が公表すべき事項と判断した質疑については、随時HP上にて回答します。

No	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	評価基準の⑤電力提案単価について	評価基準に記載のある電力提案単価についてですが、こちらは市有施設への電力供給をスキームに入れる際に関係してくる部分という認識でよろしいでしょうか。 需要家様との協議の中で、外部に公表することを想定していない部分(特に価格や商務条件等)があり、公表を控えるよう言われてしまうと、提案書に内容をおりこむことが困難となってしまう場合がありますが、問題ございませんでしょうか。	市有施設に限らず、市内需要家への電力提案単価について評価しますので、具体的な単価等の公表が難しい場合であっても、差し支えない範囲での提案を行ってください。なお、電力提案単価を含む提案内容について、市が対外的に公表することはございません。

2	ケーブル横断の可否について	現在進行中の公募案件において、計画地が高速道路を挟んだ南北エリアにまたがる場合、両エリア間のケーブル接続の可否は、応募企業の提案構成に大きく影響する重要な要素です。 現状では、「優先交渉権を得た事業者のみがネクスコ様と協議可能」とのルールがあることを承知しておりますが、応募段階において接続可否の判断ができない状況は、以下のような課題を生じさせています。 ①応募事業者：提案パターンが複数となり、企業側の設計・検討負荷が大きくなる ②北海道電力：接続検討申請が複数化し、電力会社側の業務負担が増す ③苫小牧市：事業全体の検討遅延・環境影響評価の開始遅れを招く可能性がある つきましては、上記の事情を踏まえ、苫小牧市様または代表企業1社がネクスコ様に対して「高速道路横断ケーブル接続の可否」について事前確認を行うことは可能でしょうか。 本確認がなされることで、応募企業・電力会社双方の負荷軽減と、より円滑な提案・事業推進が可能となると考えております。	東日本高速道路㈱に再度確認したところ、ケーブル等の横断について協力いただけるとのことでした。 設置方法によっては、道路占用申請が必要となる場合やご希望に沿えない場合もありますが、事前に個別の相談に応じるのは難しいとのことでしたのでご理解ください。 具体的な設置方法や申請の要否については、市、東日本高速道路㈱及び選定された事業者との協議により判断することとします。
---	---------------	---	---